

92-貴-本会議-19号(回) 昭和22年03月19日

○國務大臣(高橋誠一郎君)

佐々木博士の御質問に御答へ致します、御質問は甚だ多くの點に互つて居つたやうに存じます、第一には教育制度の法律化は今後如何なる程度迄貫徹する積りであるかと云ふにあつたと記憶致します、御説の如く今迄は教育關係の法令は勅令を以て規定致したのであります、今後は國民の代表たる議會に於て審議し、法律の形で公布することが至當であると考へて居ります、本日上程の教育基本法の外に、近く上程せられまする所のものは、學校教育法であります、所謂六・三制なるものが規定せられて居る所のものであります、又地方教育行政法が目下立案せられて居るのであります、其の外、法律を豫定致して居りますものに、教員の身分に關する法律、學校法人法、社會教育に關する法律などがありまして、只今様々研究致されて居るのでございます、第二には、教育活動の展開の基礎として如何なる見解、人間觀を立てて居るかと思ふのであります、教育基本法に於きまして、先づ人間は人間たるの資格に於て品位を備へて居るものでありまして、何等他のものと替へらるべきものでないと云ふ意味に於て、其の前文に於きまして「個人の尊嚴を重んじ、」と謳つて居るのであります、次に人間の中には無限に發達する可能性が潜んで居ると云ふ考を基礎と致しまして、教育は此の資質を啓發し培養しなければならないのであります、之をば第一條に「個人の價値をたつとび、」と申して居るのであります、第三に、人間は單に個人たるに止まらず、國家及び社會の成員であり、形成者でなければならないと云ふことも亦此の基本法に於ける人間觀の基礎として居る所のものであります、更に人間は眞、善、美などの絶對價値の實現を追求するものと致しまして、文化活動の主體であると考へるのであります、是等を基礎と致しまして、教育が人格の完成を目指さなければならず、普遍的にして而も先程仰せのありました所の日本人として、又個人と致しまして、個性豊かな文化の創造を目指さなければならぬとして居るのであります、此の個性豊かなと云ふ點に十分日本人としての特性を發揮せしむべきものであると云ふ點が謳はれて居るのであります、又教育勅語との關係に付ての御質問がございましたが、教育勅語は我が國教育史上重要な意義を有するものであり、重大なる役割を果して居つた所のものであります、何と申しましても、明治二十三年に發せられたものであり、時代の推移に連れまして不十分な所も生じましたし、又其の表現の仕方に於きまして不適當な所も現れまして、或は保守反動主義者に依り、或は超國家主義者、若しくは軍國主義者に依りまして曲解惡用せられることもあつたのでありまして、甚だ遺憾に堪へないのであります、新しい精神に従つて之を改めたいと云ふやうな考を持つて居つた者もありますし、又新しい勅語の下賜を奏請致さうと云ふ意見も出たのでございますが、斯くの如きことを致しましては、却て皇室に御迷惑を掛ける虞なしとしない、斯様なことがあつては誠に相濟まぬのみならず、民主的文化國家を建設する

新しい教育の方針を定めまするが爲には、唯先程も申上げましたやうに、法律の形態を以てすべきものであると云ふ考に到達致したのでございます、此の法案の中には、教育勅語の良き精神が引繼がれて居りますし、又不十分な點、表現の不適當な點も改めて表現せられて居ると考へるのであります、教育勅語を敢て廢止すると云ふ考はないのでございますが、教育勅語を是迄のやうに學校で式日などに捧讀致しますことは、之を廢止したいのでございます、現に廢止して居るのでございます、殊に教育勅語を神格化致しましたり、形式的教育の弊を招いて、新しい時代に相應はしくないやうなことを生じまするので、今後は學校に於て捧讀することを廢めると云ふことに致して居るのでございます、併しながら敢て之を廢止すると云ふ考は存しないのでございます、次は教員の使命に關する御質問であつたと存じます、教員は一般公務員以上のものでなければならぬと考へるのであるが、第六條の第三項には其の趣旨が現れて居ない、斯う云ふ點にあつたと思ふのであります、**「全体の奉仕者であつて」と**云ふ言葉に續きまして**「自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならない。」**斯う述べてありますが、此の**「自己の使命」と**申しますのは、當然教育者の使命と云ふことでありまして、教育には教育者としての自らなる使命があり、其の使命を教育者自身自覺致して進んで行かなければならぬと云ふ意味が、此の中に盛られて居るのであります、そこで自ら學生、學童に對する愛も湧き、又先程御話のありましたやうに、一般ストライキに對する所の教員の態度と云ふものも自ら決せられることと考へるのであります、それから佐々木博士は極簡単に教員の優遇と申しますか、待遇に付て觸れられたやうであります、教員の優遇に付きましては、教員が師表としての體面を保ち、且安んじて其の任務を遂行致しすることが出來ますやうに、精神的、物質的兩面に互つて優遇の方途を講ずる必要があると存じて居るのであります、此の點に於きまして政府は相當大なる注意を拂つて居るのであります、次は祖國思想に付ての質問であつたと思ひます、祖國思想の涵養の面が現れて居ない、斯う云ふ御質問であつたと存じます、健全なる祖國思想の涵養は、御説の通り、教育上重要視しなければならぬと考へるのであります、從ひまして第一條に於きまして**「教育は、人格の完成をめざし、」**と云ふ言葉に續きまして**「平和的な國家及び社会の形成者として、」**と述べて居るのであります、又**「自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民」と**謳つて居るのであります、更に前文の第二項に於きまして、**「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」と**ありますのは、健全なる國民、文化の創造延びては健全なる祖國愛の精神の涵養を含むものと考へるのであります、人格の完成、應て是が亦祖國愛に伸び、世界人類愛に伸びて行くものと考へるのであります、尚内務大臣に對する御質問がありましたやうでございするが、或は内務大臣から直接御答になることと考へます、最後に學校教育費用の支出に關する點を御質問になつたのであります、文部省と致しましては、學校教育に關する財政の獨立に付きまして色々研究致して居るのであります、是が實現致しますれば、恆久的な教育費の財源が

確保せられることとなると存じます、甚だ不十分でございましたが、或は申し落した所がございまするかも知れませぬのでございますが、一先づ是で終ります

○國務大臣(高橋誠一郎君)

只今金森國務大臣から御答辯のございましたやうに、今日の場合、殊に先程一言致しましたやうに、教育勅語の捧讀が廢されて居りまする際、一部に於きましては、又國民の可なり大きな部分に於きましては、思想昏迷を來して居りまして、適從する所を知らぬと云ふやうな、状態にあります際に於きまして、法律の形を以て教育の本來の目的其の他を規定致しますことは、極めて必要なことではないかと考へたのであります、思想が安定致し、殊に一代の大思想家、大教育家と稱せられるべき者が現はれまして、何人も之に従ふやうな大指針が、方針が定められて居りますならば格別でございますが、なかなか斯くの如き者が現はれないと致しまするならば、暫く法律の影を以て教育の目的、其の外を規定致すことが必要ではないかと斯様に考へまして、本案を立案した次第でございます、尚又字句の點に於きまして、色々御質問がございましたのでありまするが、例へば「第六條(学校教育)」述べてありまする所と、「第四條(義務教育)」と記されて居りまする所と、其の相違は何處にあるかと云ふやうな御質問、又一方は必要ではないと云ふやうな御意見に伺つたのでありまするが、第四條に於きましては、國民の義務教育に付て述べた所のものでありまするが、「第六條(学校教育)」と記しました所では、學校の性格、教員の身分と云つたやうなものが記されて居るのでありまして、必ずしも兩條同様のものではないと考へて居るのであります、それから尚第十條「教育は、不当な支配に服することなく、」云々とありまするのは、是迄に於きまして、或は超國家主義的な、或は軍國主義的なものに動かされると云ふやうなことがあつたものでありまするからして、此の點を特に規定したものであります、今回新たにせられました所の憲法、改正せられました所の憲法の精神に則りまして、此の教育基本法が制定せられたのでありまして、憲法の改正せられました今日、矢張り此の教育方面に於ても此の法案を出しますることが刻下の必要であると考へた次第でございます

92-貴-教育基本法案特…-1号(回) 昭和22年03月19日

○國務大臣(高橋誠一郎君)

今朝上程致しました教育基本法案の提案理由を極く簡単に申し上げます、昨年三月に來朝致しました米國の教育使節團の報告書と云ふものが、我が國の教育界に對しまして非常に大きな示唆を與へて居るのであります、昨年九月に至りまして、我が國に

内閣に附屬します所の教育刷新委員會が開かれまして、是が司令部と密接な連繫を取りまして、先づ第一に連絡委員、初め我々は連絡委員と稱して居つたのでありますが、アメリカ側ではステアリング・コミツテイと云ふ言葉を使ひまして、是が單なる連絡委員でなくして、極めて重要な意義を有する所の委員と相成つた譯であります、是が司令部側と密接な連絡を取りまして議事を進めて參つたのであります、此の刷新委員會の第一特別委員會が此の教育基本法、即ち教育の根本理念を規定し、教育の大本を定めた所の法案の原案を作成する任に當つたのであります、是は京都大學に居られました所の羽溪氏を主査と致しまして、熱心な検討を重ねまして大體の案が出来まして、之を本會議に掛けたのであります、本會議と特別委員會の間を度々往來致しまして、決定に至ります迄相當多くの時日を費したのであります、臆て本會議に於て成案を得まして、是が内閣に答申せられることと相成つたのであります、で、之を本に致しまして文部省は案を練りまして、臆て之を閣議に付したのであります、閣議に於きまして又熱心な意見が鬭はされまして、丁度今日澤田さんから御質問のありましたやうな御意見も出ましたのであります、尚又佐々木博士から御質問のありました教育勅語との關係はどうなるのかと云ふやうな議論もございました、之に付きまして色々我々も更に考を練つたのであります、閣議を通過致しました後は樞密院に是が御諮詢に相成りまして、樞密院に於きましては潮さんを委員長と致しまして、小委員會が設けられまして、是が又非常に多くの時間を費して慎重に審議して下さいましたので、臆て樞密院の本會議を通過すると斯う云ふやうなことに相成つたのであります、是等の諸委員會、其の外に於きまして色々御説が出、部分々に修正が施されます毎に、之を又司令部の方に廻しまして、其の意見を聴く、斯う云ふやうな順序、手續を経まして、此の案が成立つたのであります、色々御不満な點も無論多々あると思ふのであります、相當長い時間を費しまして多くの努力を拂ひまして、練りに練つた結果出来上つた所のものであります、大體先程申上げました點は省略することに致します、どうしても此の際新しい憲法に即應した所の教育の大本を定めた所の法律を制定することの必要を感じたのが、此の案を提出致しまする大きな主たる理由となつて居るのであります、此の中には教育の目的方針などを明示致しまして、教育者並に國民一般の指針たらしめるに缺くべからざる所のものが盛られて居るのでございます、再び又勅語のやうな形を以て之を出すに云ふことを致しません、上から與へられたものとしてではなく、國民自らの盛りまする總意に依つて、謂はば國民自らのものとして、定むべきである、斯う云ふやうな考を以ちまして、國民の代表者を以て構成せられて居りまする議會に之を提出致しまして、法律を以て之を出すに云ふことに決したのでございます、此の法案は先程も申上げましたやうに教育の理念を宣言する意味で、教育宣言とも稱すべきものでありませうし、又今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の原則を規定すると云ふ意味に於きまして、實質的には教育に關する根本法たる性格を持つものであると云ふことを申上げることが出来ると存するのであります、此の内

容に付きまして、順序と致しまして、先程も申し上げましたのでありますが、尚一言させて戴きますならば、此の法律制定の由來、趣旨を明かに致しする爲に、前文を附しましたのであります、次に本文に入りましては、第一條に新時代に即應すべき教育の理念を明かに致しするが爲に教育の目的を掲げまして、次に第二條に於きましては、此のやうな教育の目的を如何に達成すべきであるか、其の方針を明示致したのであります、第三條には教育の機會均等を説いて居るのであります、是は新憲法の第十四條第一項、同じく第二十六條第一項の精神を具體化致した所のものであります、第四條では義務教育に付て述べられて居るのでありまするが是は新憲法の第二十六條第二項の義務教育に關する規定を一層はつきりと規定致したものであります、更に第五條、男女共學に於きましては、新憲法の第十四條第一項の精神を敷衍致しまして、男女共學を説いたのであります、第六條、學校教育に於きましては學校の性格、教員の身分に付て規定致したのであります、先程澤田さんの御質問などもあつたのでありまするが、此の條項は學校の性格、教員の身分に付て規定を致したのであります、第四條を反復したに過ぎないものではないのであります、第七條に於きましては、社會教育の原則を謳つたのであります、第八條、政治教育に於きましては、民主主義社會に於ける政治的教養の尊重性並に學校に於ける政治教育の限界を定めたのであります、此の條文などは是迄の委員會其の他に於きまして最も活潑な意見の表明があつた所のものであります、第九條は宗教教育に關するものでありまするが、是は新憲法第二十條の信教の自由規定が教育上如何に適用せらるべきであるかと云ふことを定めたのであります、此の條文なども議論の甚だ多かつた所のものであります、第十條教育行政の條に於きましては、教育行政の任務の本質、其の限界を明かに致したのであります、以上本法案制定の理由、經緯、性格並に内容でございます、どうぞ十分に御審議あらむことを御願ひ致します

92-貴-教育基本法案特…-2号(回) 昭和22年03月20日

○國務大臣(高橋誠一郎君)

先程佐々木博士から御質問になりました點に付きまして、教育勅語と基本法との關係に付きまして只今金森國務大臣の意見を聴きました、又法制局の方の意見も聴きました、それで教育勅語は統治權者の意思を示されたものとして、國民を拘束すべき效力を有するものと考へるのであります、日本國憲法の施行と同時に之と牴觸する部分に付きましては其の效力を失ひ、又教育基本法の施行と同時に、之と牴觸する部分に付きましては其の效力を失ひますが、其の他の部分は兩立するものと考へます、

斯う云ふ解釋になつたのであります、それで詰り政治的な若くは法律的な效力を教育勅語は失ふのでありまして、孔孟の教へとかモーゼの戒律とか云ふやうなものと同様なものとなつて存在するものと、斯う解釋すべきではないかと思ひます

○國務大臣(高橋誠一郎君)

昨日も申上げましたやうに、教育勅語を神格化するとか、或は又之を式日其の他に於きまして奉讀することは廢することにしてあるのであります、併しながら御話の如く教育勅語の中には無論立派な道德上の教へが含まれて居るのでございますから、之を活用、善用なさりますことは、無論差支へないことと考へるのでございます、昨日私は澤田さんから大變お叱りを受けたのであります、私共が福澤諭吉の定めました所の修身要領と稱します道德上の教へを説き始めました時に、是が教育勅語の御趣旨に反するものではないかと云ふやうな非難を受けて、非常に悩まされたことがあつたのであります、まだ若い時分でございましたが、明治四十一年に私ひどく斯う云ふことを攻撃されたことなどもありました、それが爲に昨日も保守反動主義者に依つて、是が悪用せられるとか、或は曲解せられるとか云ふやうな虞があつたことをつい一言述べたのであります、共産主義者流の言葉を使ふと云ふやうな御非難を受けたのであります、決して左様な意味ではないのでありまして、唯、只今申上げたやうなことを想ひ出しまして、兎に角當時としては新しい思想であつた所のものを、教育勅語を楯にして抑壓する、斯う云つた傾向は避けたいと考へて居るのであります、無論あの中には立派な教へが含まれて居るのでありますから、之を十分活用なさり善用なさることには何等の支障ないことと考へて居るのであります

○國務大臣(高橋誠一郎君)

只今の御質問でございますが、是迄の教育勅語に代るべき教育勅語を奏請しよう、斯う云ふやうな意見が、昨年春來朝致しました米國の教育使節團……日本側の教育者の團體に於きましては斯様な考があつたのでございます、新しい時代に即應する教育勅語を奏請しよう、斯う云ふ考があつたのでございます、此の教育者團體の後を承けたとも稱すべき教育刷新委員會に於きましては、此の考を去りまして、さうして茲に提案致しました所の教育基本法の中に教育の根本理念を盛らう、斯う云ふことになつたのであります、私の知る限りに於きましては、新しい教育勅語を奏請すると云ふことは恐らく誤聞であらうと考へます、どう云ふ方面に於てさう云ふ意見があるのか、私は承つて居らぬのであります、尚第二の御質問の點、是は文部大臣と仰せになりましたが、私を指して仰しやいますのでありませうか、或は前文部大臣でございませうか、其の點ちよつと伺ひたいと思ひます

92-衆-予算委員会-3号(回) 昭和22年03月05日

○高橋國務大臣

近く上程の運びと相ならうと思っておりますところの教育基本法と教育勅語との関係についての御質問と拝承いたします。教育勅語は、まことにわが國の教育史上におきまして、重要な意義を有し、重大なる役割を果しておつたところのものであります。しかしながら、何と申しましても、明治二十三年に發せられたものでありまして、時代の推移につれまして、はなはだ不十分なところもでき、またこれを曲解いたす者、悪用いたす者も現われてまいりましたことは、はなはだ遺憾にたえないところであります。ただいまお話のように、だんだん新しい精神に従いまして、これを改めてまいりたいというような考えもございまして、新しい教育勅語を奏請いたそうというような意見も一部分にあつたのであります。かくのごときことをいたしまして、かえつて皇室に御迷惑をかけるようなことがあつては、いかにも相すまぬのでありますから、新しい民主國家、文化國家を建設いたしますための教育の大方針を、法律をもつて定めることがいいのではないか、こういうところに考えがまいりまして、さきに内閣に設けられました教育刷新委員會においてこの問題をとり上げ、十分な検討を経ました後において定められましたところの綱要に従いまして、文部省がさらに案を練つたのであります。これによりますと、先ほどもお話がありましたように、人格の完成をもつて教育の本來の目的といたすものでありまして、やがて個人の完成を通じて一般世界人類同胞愛に向つて進んでいこうとするところのものであります。教育勅語は御承知の通り、學校におきましてはこれを捧讀いたさないことにしておるのでございます。

92-衆-予算委員会-4号(回) 昭和22年03月06日

○高橋國務大臣

教育勅語の捧讀が廢せられました今日、全國の教員の中には、教育の根本理念をとらえ得ずして迷つておるところの諸君も、相當あるのではないかと考えておるのであります。それがために文部省といたしましては、教育基本法を制定いたしまして、教育の指針を與えていきたいと考えておる次第でございます。なほ天皇制の問題、殊に民主政治下における天皇制がいかにあるべきであるかというような點に關しましては、昨日も全國の警察部長諸君の會議に臨みまして、いささか私の所見を申し述べておい

たのでございますが、さらになお考えを練りまして、これを文書に認めまして配布をしたいと考えておる次第でございます。

92-衆-教育基本法案委…-1号(回) 昭和22年03月14日

○高橋國務大臣

教育基本法案の提案理由を一應御説明申し上げます。昨日本會議におきまして最後に一言いたしましたところを、少し付け加えて申し上げますと、この法案は、昨年の九月内閣に設置されました教育刷新委員会の建議に基いて作成せられたものであります。この教育刷新委員会は、もと米國教育使節團に協力いたしまするために、連合軍覺書に基いて組織せられました日本教育家委員会と稱せられましたものが、解消して發展いたしましたものであります。そうして米國教育使節團の報告書が作成せられるにあたりましては、日本教育家委員會がいろいろな問題を研究される上に、米國教育使節團報國書に、きはめて重要な示唆を與えたものと思われるのであります。刷新委員会の建議は、使節團報告書とその方向を一にしておるのであります。教育の理想につきましても、同じことが言い得ると考えられるのであります。教育刷新委員會におきましては、その第一特別委員會におきまして、この問題を審議いたしまして、その報告に基きまして、本會議において決定いたしましたところのものを、内閣に答申いたしましたのであります。それをもとにいたしまして、今回のものが起草せられることになりまして、閣議におきまして、かなり激しい議論が闘わされました後、これが樞密院に御諮詢になりまして、樞密院の小委員會の席上におきまして、また種々なる論議が闘わされ、その幾分が訂正せられまして、今回の議案ができ、これが上程せられることとなつたのであります。

昨日も申し上げましたように、民主的で平和的な國家再建の基礎を確立いたしますために、さきに憲法の畫期的な改正が行われ、これによつて、ひとまず民主主義、平和主義の政治的、法律的な基礎、いわばわくとなるべきものがつくられたのであります。しかしこの基礎の上に立つて、眞に民主的で文化的な國家の建設を完成するとともに、世界の平和に寄與すること、すなはちこのわくの中に立派な内容を充實させることは、國民の今後の不斷の努力にまたなければなりません。そしてこのことは一にかかつて教育の力にあると申しても、あえて過言ではないと存するのであります。かかる目的達成のためには、この際教育の根本的刷新を斷行するとともに、その普及徹底を期することが、何よりも肝要でございます。かかる教育刷新の第一前提といたしまして、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると存するのであります。それは新しい時代

に即應する教育の目的、方針を明示し、教育者並びに國民一般の指針たらしめなければならぬと信ずるからであります。

次に、それを定めるにあたりましては、従來のように、詔勅、勅令等の形式をとりまして、いわば上から與えられたものとしてでなく、國民の盛り上ります總意によりまして、いわば國民みずからのものとして定めるべきものでありまして、國民の代表者をもつて構成せられます議會におきまして討議確定するため、法律をもつていたすことが新憲法の精神に適うものといたしまして、必要かつ適當であると存じた次第であります。教育勅語とこの法案の關係等につきましても、これまでにいろいろ意見の交換が行われたのでありますが、教育勅語は、日本教育史上におきまして、きはめて重要な意義を有しておつたのでありますが、何しろ明治二十三年に判定せられたものでありまして、その後時勢の變遷につれまして、あるいは曲解せられ、あるいは悪用せられるという結果を見ましたので、これをこれまでのように小學校において捧讀いたさないことにいたしましたのであります。それがために、往々にして思想混迷の状態に陥つた向きもるのでありまして、特にこの際教育の根本理念を明らかにしたところの法律を制定いたしなすことが、目下の急となつたのでございます。

さらに新憲法に定められております教育に關係ある諸條文の精神を、一層敷衍具體化いたしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたのでございます。さて、これらの教育上の原則並びにさきに申し述べました教育の根本理念は、單に學校教育のみならず、廣く家庭を含めました社會教育にも通ずべきものでありまして、これらの根本理念並びに原則は、個々の教育法令に別々に掲げることなく、基本的な單一の法律に規定いたしまして、その他の教育法令は、すべてこの法律に掲げます目的並びに原則に則つて制定せらるべきものとするのが適當であると考えまして、この法律の教育基本法と稱した次第でございます。

以上申し述べました理由に基きまして、この法案を作成したわけでございますが、この法案は教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であるとも見られましようし、また今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定するという意味におきまして、實質的には教育に關する根本法たる性格をもつものであるとも申し上げ得るかと思存じます。従つて本法案には、普通の法律にはむしろ異例でありますところの前文を附した次第でございます。

次にこの法案の内容を御説明申し上げますと、まずこの法案制定の由來趣旨を明らかにいたしするがために、只今申し上げましたところの前文を附してございます。次に本文にはいりましては、第一條に、新時代に即應すべき教育の理念を明らかにいたしするがために、教育の目的を掲げました。次に第二條におきましては、このような教育の目的をいかに達成すべきか、その方針を明示いたしました。第三條、教育の機會均等のくだりにおきましては新憲法第十四條第一項、同じく第二十六條第一項の精神を具體化いたしました。第四條、義務教育では、新憲法第二十六條第二項の、

義務教育に関する規定を、一層はつきりと規定いたしましたのであります。さらに第五條男女共學におきましては、新憲法第十四條第一項の精神を敷衍いたしまして、男女共學を説いたのであります。第六條學校教育におきましては、學校の性格、教員の身分について規定いたしました。第七條では、社會教育の原則を説きました。第八條政治教育では、民主主義社會における政治的教養の重要性、並びに學校における政治教育の限界を示したのであります。第九條宗教教育では、新憲法第二十條の信教の自由の規定が、教育上いかに適用せらるべきかということを一明らかにしたのであります。第十條教育行政の條下におきましては、教育行政の任務の本質とその限界を明らかにいたしました次第でございます。

これが本法案制定の理由、性格、並びに内容でございます。この法案は教育の根本的刷新について議すべく、先ほど申しましたように、内閣に設けられましたところの教育刷新委員會におきまして、約半歳にわたりまして慎重審議を重ねられた綱要をもととしたところのものであります。政府におきましては慎重に案を練りましたのでございますが、なおいろいろまだ御意見もあることと思ひまするので、何とぞ慎重御審議を願いたいと存ずる次第でございます。

○上林山委員

教育基本法に對する立法の理由、ないしはその沿革につきまして、大臣の説明を承つたので、大體了解したのであります。が、本法の重大性に鑑みまして、以下數點について政府の意見を質しておきたいのであります。

まず第一に、教育基本法は、言うまでもなく一種の教育憲章であり、またそうあらしめねばならぬと思うのであります。しかし法律はあくまでも法律でありまして、私は本法の根底をなすものが、何となく足りないような感がするのであります。いわゆる教育基本法の根本をなす、根底をなすところの教育哲學ないしは形而上的な強い脈々とした要求というものが、本法を通覽いたしまして缺けておる憾みがするのであります。いわゆる教育哲學ないしは形而上的な脈々とした指導原理というものが、本法の根底をなさなければならぬと思つておるのであります。が、これに對して大臣はどういうお考えをもつておるのであるか。終戦までは御承知のように事の是非は別といたしまして、とにもかくにも、日本の歴史及び教育勅語によつて、一定の方向をもつておつたのであります。すけれども、それに代る教育基本法という本法を見てみまして、比較検討いたしますときに、そこに強いものを感じない。これが私の質問の要旨であります。これに對しまず大臣の所信を承つてみたいのであります。

○高橋國務大臣

教育基本法におきましては、既に御承知のごとく、人格の完成をもつて教育本來の目的と定めておるのであります。わが國におきまして最も缺けておりますことは、個人

の覺醒がなかつたというにあつたと考えるのであります。この點が國を誤らしめたところのものではなかつたかと考えておるのであります。これから先、文化的な平和國家を建設いたしますがためには、どうしてもこの個人の尊嚴を認め、個人の價値を認めていかなければならぬというのが、私どものもつております確信であります。これをまず教育上の根本理念として取上げたのであります。迫力がない、乏しいとかいような御意見に伺いましたが、かつての教育勅語のごとき莊重な言葉をもつて表現はせられておらぬかも知れないのでありますが、この點を相當強く主張しておると考えるのであります。なほ道德は時勢とともに變化するものでありますから、この基本法にうたわれておりますところのものも、永久の生命をもつものであるとは、われわれ考えないのでありますが、今日の思想混亂の際におきましては、しばらくの間は教育上の根本理念を表明したものといたしまして、その權威を維持することができると考えておるのであります。

○永井委員

次は教育勅語の問題であります。前田中文部大臣は、教育勅語の取扱いについては、形式的にはこれは適當ではない。しかし内容的には別に悪い所はない。ただ解釋が間違つていたのであるから、内容は今の民主的な時代において民主的な解釋をすれば、この内容で十分である。従來のは曲解していたのである。こういう意見を持しておられたのでありますが、この教育勅語に對する文部省當局の御見解は、前田中文部大臣のお考え通りだとわれわれは了承してよろしいのであるかどうか。この點を文部大臣から承りたい。

○高橋國務大臣

私も教育勅語とこの教育基本法との間には、矛盾と稱すべきものはないのではないかと考えておるのであります。しかしながら徳教は時勢とともに變化するものでありまするので、既に先ほども一言いたしましたように、明治二十三年に發布せられましたところの勅語が、今日におきましてはなおこれに補足しなければならぬ點もはなはだ多いでありますし、いろいろこれにつきまして國民の間に疑問の抱かれておる點もあるでございましょうし、先ほどもお話のありましたように、悪用せられ曲解せられたというような點もあると考へますわけで、これはわが國の教育上における、きわめて重要な意義のあつたところの勅語といたしまして、これを留めるといふことにいたしまして、諸學校においては捧讀いたさないことにいたす。こういう考へでおるのでありますが、決してこれに盛られておる思想が全然誤つており、これに代るに新しいものをもつてするといふ考へはもつておりません次第であります。

○中田委員

次に、これも根本理念に關連してでありますが、教育勅語をあのように渙發遊ばされ

るにいたしましても、その當時のわが國の思想界の状態からいつて、あるいはキリスト教の教義によるべきか、また佛教の教えによるべきか、あるいはわが國古來の神道の示すところに何か得るものはないか、さらに儒教の教え云々というように、煥發をされるそのもとにおいて、こういうよりどころについてのいろいろ御軫念があつたことは、お互いによく承知いたしておるのでありますが、ともかく教育勅語としてわれわれは今日まで奉じてきておつたわけでありまして、ところがその後歐米の思想がいろいろな形になつてわが國に氾濫輸入されたのであります。あるいはアメリカの民主主義、實用主義というものがはいり、あるいは理想主義がはいつてくる。またさらにルソーあたりの自由主義というものがはいつてきた。いろいろと歐米の思想がはいりまして、その時にわが國の教育の根本理念について、それぞれみな検討し、あるいは疑いをもち、あるいは動搖しかけたこともあつたのであります。その後、どうしても日本古來の精神によらなければならぬというので、いわゆる日本思想に根本をおくところの日本教育、こういう思想が強くなりまして、はなはだしきに至りましては、神ながらの道、あるいは國粹云々というようなところまできたのであります。さらに一方軍部からのいろいろな要望のためにまたそこに教育原理にまで影響を及ぼしてきたのであります。さらに終戦後アメリカの厚意ある教育使節團が參られまして、今日までいろいろの忠告があつたのであります。しかるところへ新憲法が生まれて、しかもここに教育基本法というものが出てきたのであります。が、こういうような今日までの歴史をもつているのに對して、この教育基本法は實はこういうところに最も力強く根據を置いているのである。この前文の建前からいへば「憲法の精神に則り」とあるのでありますが、とにかくこういう點について、實はこういう點にこういう工合でよつてきているのであるとか、あるいわ、わが國の現状から総合してこう考えたのであるとかあるいは、單に憲法に示されたところによつてわれわれはこの基本法を制定したのであるとか、この點についての御見解を承つておきたいと思うのであります。

○高橋國務大臣

教育勅語の中には、多分にわが國の古來の道德並びに支那傳來の道德思想がはいりこんでいると考えます。しかしながら、むろんこれらのものは今日といえどもあえて排斥すべきものではないのでありますが、その後に至りましてはいつてまいりました泰西の教育並びに倫理の思想、これらのものを十分に取入れまして今回の基本法が立案せられたのであります。あたかも米英流の憲法思想がこのたびわが國におきまして新しい憲法が制定せられる際におきまして、多分に取入れられたと同様であると申すことができると考えます。

(高橋誠一郎氏が文部大臣であった期間に帝国議会会議録において「教育勅語」の
文言が存するのは、下記の通りである。)

- 92 貴族院 本会議 昭和 22 年 02 月 21 日
- 92 貴族院 本会議 昭和 22 年 03 月 19 日
- 92 貴族院 本会議 昭和 22 年 03 月 25 日
- 92 貴族院 教育基本法案特別委員会 昭和 22 年 03 月 19 日
- 92 貴族院 教育基本法案特別委員会 昭和 22 年 03 月 20 日
- 92 貴族院 教育基本法案特別委員会 昭和 22 年 03 月 23 日
- 92 衆議院 本会議 昭和 22 年 03 月 17 日
- 92 衆議院 予算委員会 昭和 22 年 03 月 05 日
- 92 衆議院 予算委員会 昭和 22 年 03 月 06 日
- 92 衆議院 教育基本法案委員会 昭和 22 年 03 月 14 日

高橋誠一郎

1884 年(明治 17 年)5 月 9 日 - 1982 年(昭和 57 年)2 月 9 日)

第一次吉田内閣改造内閣で文部大臣

第 66 代 文部大臣昭和 22 年 1 月 31 日～昭和 22 年 5 月 24 日